

軽度者に対する指定福祉用具貸与申請についての Q&A

Q1 平成26年5月16日付け26郡介第456号「軽度者に対する指定（介護予防）福祉用具貸与に関する取扱いについて（通知）」（以下、「取扱い通知」という。）の適用は、車いす及び車いす付属品も含まれるか

A1 含まれない。車いす及び車いす付属品の取扱いについては従来どおり、保険者への確認は必要としない。

Q2 取扱い通知における申請及び算定有効開始日について、貸与開始以前の申請を原則とし、申請日受理した日の属する月の1日まで遡及可能。また、保険者がやむを得ない事情と認める場合はこの限りではないとあるが、やむを得ない事情とはどのような場合か。

A2 保険者として想定しているものとしては以下のとおり。これに該当しない場合は、個別に保険者で判断するものとする。

①急遽軽度者に対する福祉用具貸与が必要となり、サービス担当者会議や医師からの医学的な所見が記載された書類等の準備が間に合わず、月を跨いでの申請となってしまった場合。

※ただし、申請書類が揃っていたにもかかわらず、故意に申請書の提出を遅らせた場合は該当しない。

②新規・区分変更申請中の被保険者で、明らかに要介護2以上自動排泄処理装置貸与については要介護4以上が見込まれていたが、最終的に認定結果が要介護1以下（自動排泄処理装置貸与については要介護3以下）になってしまった場合。

Q3 取扱い通知における、明らかに要介護2以上（自動排泄処理装置貸与については要介護4以上）の認定結果が見込まれるとは、どのような場合か。

A3 一次判定が要介護2以上（自動排泄処理装置貸与については要介護4以上）の結果が出ている場合。もしくは、ケアマネジャーが状態像等から明らかであると判断した場合。